

第3部

事務事業編

(市が取り組む温暖化対策)

第7章 事務事業における温室効果ガス排出削減の推進

1. 第二次南砺市地球温暖化対策実行計画《事務事業編》の概要

計画は地球温暖化対策の推進に関する法律の第21条により策定が義務づけられており、本市の事務事業から排出される温室効果ガスの排出量を削減するための措置について定めたもので、計画期間は2018(平成30)年度～2030(令和12)年度となっています。

第二次南砺市地球温暖化対策実行計画《事務事業編》において温室効果ガス総排出量の削減目標は、「2030(令和12)年度までに基準年度(2013(平成25)年度)比で40%以上削減」、「中期目標として2022(令和4)年度までに基準年度比で20%削減」と定め、全職員が共通認識のもと、温室効果ガス排出削減の取組を推進してきました。

表 第二次南砺市地球温暖化対策実行計画《事務事業編》の温室効果ガス削減目標

項目	2013年度(基準年度)	2022年度中間目標	2030年度目標
温室効果ガス削減率(削減量)	—	20%削減(6,024)	40%以上削減(12,048)
温室効果ガス排出量推計値(t-CO ₂)	30,118	24,094	18,070

主な取組内容と具体的な施策は以下のとおりです。

表 第二次南砺市地球温暖化対策実行計画《事務事業編》の4つの取組方針と取組項目

取組方針	取組の項目
(方針1) 再生可能エネルギーの導入推進	2020年度までに薪ボイラーの導入(4施設)を計画
(方針2) 省エネ設備改修などに関する取組	LED照明の導入、空調の高効率化等を促進
	L2-TECK、トップランナー基準等を考慮し、より省エネ性能の高い設備導入
(方針3) 公共施設の再編計画(統廃合等)による検討	市が保有する公共施設の再編計画による統合、譲渡、解体の実施
(方針4) 職員共通の取組	不要な照明の消灯の徹底、廊下等の照明の間引き、照明機器の点検、清掃
	クールビズ、ウォームビズを励行、冷暖房時の温度管理の徹底
	空調のフィルター清掃
	パソコン、コピー機等の長時間不在時の主電源オフ
	公用車利用時の相乗りなどの効率化
	廃棄物の発生量削減、紙の使用量削減

温室効果ガスの削減目標に対する達成状況は下表のとおりであり、職員共通の取組による削減量と電気の排出係数の低減による削減量が大きくなっています。

表 削減目標達成状況

計画年度	項目	2022(令和4)年度 中間目標		2021(令和3)年度 (実績)削減量	
		t-CO ₂	%	t-CO ₂	%
2018 計画	(方針1)再生可能エネルギーの導入による削減量	—	—	187	0.6
	(方針2)照明のLED化及び空調の高効率化による削減量	—	—	18	0.1
	(方針3)公共施設の再編計画(統廃合)に伴う削減量	—	—	474	1.6
	(方針4)職員共通の取組による削減量	—	—	871	2.9
	(その他)電気の排出係数の低減	—	—	5,340	17.7
合計		6,024	20.0	6,890	22.9

※1:電気の排出係数の低減による2030年度削減見込量は係数を0.37 kg-CO₂/kWh→0.25 kg-CO₂/kWhに変更して再計算した。

2. 事務・事業に伴う温室効果ガス排出量の状況

本市における 2021(令和 3)年度における温室効果ガス排出量は 23,228 t-CO₂ であり、基準年度の 2013(平成 25)年度と比較して 22.9%(6,890 t-CO₂)減少していました。第二次南砺市地球温暖化対策実行計画《事務事業編》において「中期案目標として 2022(令和 4)年度までに基準年度比で 20%削減」と定めており、2021(令和 3)年度において中期目標は達成している状況にあります。

減少した要因としては電気の電力排出係数の低減、公共施設の太陽光発電、薪ボイラーといった再生可能エネルギーの導入、公共施設の統合や廃止といった再編、本市職員による省エネ行動の取組によって温室効果ガスの排出量が減少したと考えられます。

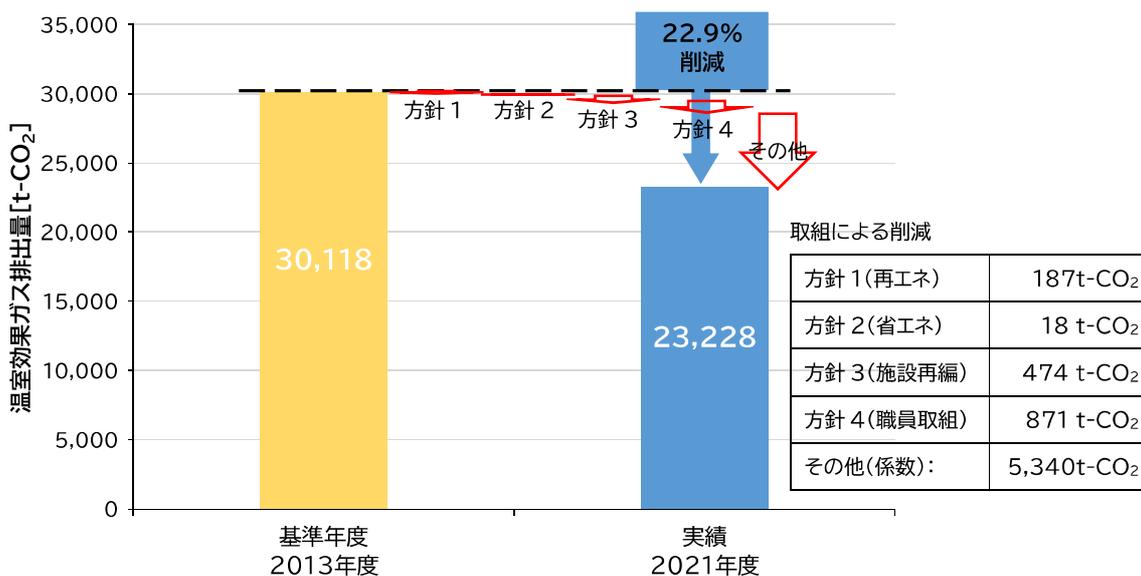


図 温室効果ガス排出量の推移

3. 市の事務・事業に伴い発生する温室効果ガスの削減目標（事務事業編）

地球温暖化対策の推進に当たっては、自治体自らが環境に配慮した行動を率先して実行していくことが重要です。そのため、本市が事務・事業の執行や公共施設の整備などを実施するにあたり、一事業者・一消費者の立場を認識し、自ら率先して温室効果ガス削減に向けた目標を下記のとおり設定します。この目標は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条に基づく「地方公共団体実行計画」の事務事業に係る目標とします。

国の「地球温暖化対策計画」では、行政を含む「業務その他部門」のエネルギー起源二酸化炭素の削減目安として、2013(平成 25)年度比約 51%を掲げています。この目標を踏まえ、本計画の温室効果ガス排出量を、目標年度である 2030(令和 12)年度までに、基準年度(2013(平成 25)年度)比で 55%削減することを目標とします。

このことから、市民・事業者の模範となることを示しながら、より一層の温室効果ガス排出量削減を図るよう、本計画の計画期間である 2030(令和 12)年度までの 8 年間において、施設整備等に係る各種計画に基づく省エネ・再エネ設備等の導入や職員による環境配慮行動の拡大などを推進し、温室効果ガスの削減目標を設定します。

表 温室効果ガス排出量削減目標

目標年度		基準年度	削減目標
中期目標	2030(令和12)年度	2013(平成25)年度 (30,118t-CO ₂)	55% (16,565t-CO ₂ 削減)
長期目標	2050年度		100% ※実質ゼロ、区域目標よりも早く

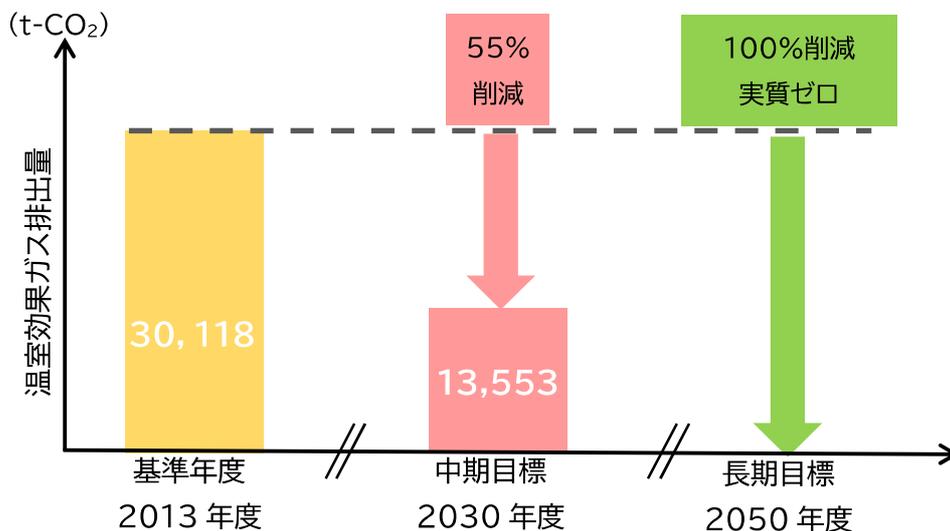


図 温室効果ガス排出量削減目標イメージ

2030年度温室効果ガス排出量の削減目標 16,565t-CO₂(55%)を達成するため、見直した各取組による削減目標を以下に示します。

表 2030年度の各取組による削減目標

項目	2021(令和3)年度 (実績)削減量		2030(令和12)年度 (目標)削減目標		備考
	t-CO ₂	%	t-CO ₂	%	
(方針1) 再生可能エネルギーの導入による削減量	187	0.6	387	1.3	見直し、今後、21施設に太陽光発電を導入する
(方針2) 照明のLED化及び空調の高効率化による削減量	18	0.1	425	1.4	見直し、第二次計画(2018年度)時の施設導入より追加で導入を進める
(方針3) 公共施設の再編計画(統廃合)に伴う削減量	474	1.6	5,489	18.2	見直し、第二次計画(2018年度)時(175施設)より施設再編を55施設追加する
(方針4) 職員共通の取組による削減量	871	2.9	953	3.2	見直し、取組実施率60%から90%に設定する
(その他) 電気の排出係数の低減	5,340	17.7	9,311	30.9	国の目標値 0.25 kg-CO ₂ /kWhで算定
合計	6,890	22.9	16,565	55.0	

※各数値で四捨五入を行っているため、合計等と合わない場合がある。

各取組の詳細な内容について以下に示します。

表 2030 年度温室効果ガス排出量の削減目標達成のための各取組の詳細

項目	取組の詳細
(方針 1) 再生可能エネルギーの 導入による削減量	太陽光発電設備の導入 21 施設 城端小学校、井波小学校、井口小学校、福野小学校、井波中学校、 福野中学校、城端さくら保育園、認定こども園井波にじいろ保育園、 福野ひまわり保育園、福野おひさま保育園、福光南部あおぞら保育園、 福光どんぐり保育園、 福光東部かがやき保育園特別養護老人ホームいなみ、 井口デイサービスセンター、特別養護老人ホーム「福寿園」、 福野デイサービスセンター、旅川デイサービスセンター、 特別養護老人ホーム「やすらぎ荘」、ふく満デイサービスセンター、 地域包括ケアセンター
(方針 2) 照明の LED 化及び空 調の高効率化による削 減量	保育園:LED 照明の導入、ヒートポンプの更新 介護施設:LED 照明の導入、ヒートポンプの更新 文化施設:LED 照明の導入 学校:LED 照明の導入 体育館:LED 照明の導入 庁舎:LED 照明の導入
(方針 3) 公共施設の再編計画 (統廃合)に伴う削減量	統合:35 施設 譲渡・解体:195(126+69)施設
(方針 4) 職員共通の取組による 削減量	不要な照明の消灯の徹底 廊下等の照明の間引き 照明機器の点検、清掃 クールビズ、ウォームビズを励行 冷暖房時の温度管理の徹底 空調のフィルター清掃 パソコン・コピー機等の長時間不在時の主電源オフ 公用車利用時の相乗りなどの効率化 廃棄物の発生量削減 紙の使用量削減

4. 市の率先行動

市民・事業者が行う環境配慮への自主的な取組を促進するためには、本市自らが率先して環境負荷の低減に努め、環境配慮行動の模範、つまりトップランナーとなることが求められます。そこで、本市が実施するすべての事務・事業を対象として、建築物、車両、一般廃棄物処理、日常業務等の地球温暖化対策に取り組めます。

この取組は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条に基づく「地方公共団体実行計画」の事務事業編に係る措置の内容とします。また、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」第7条に係る「特定事業者」に定める措置の内容、「国等による環境物品等の調達に関する法律」第 10 条に基づく「環境物品等の調達の推進」に定める措置の内容及び「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」第 11 条に基づく「温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進」に定める措置の内容を含むものとします。

また、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減などのため実行すべき措置について定める計画(令和 3 年 10 月閣議決定)」(以下、政府実行計画という。)に基づき、実施要領として各府省庁が行う具体的細目的措置が定められており、行政機関として市役所本来の役割を果たしつつ、国の目指す姿や本市域におけるゼロカーボンシティ実現に寄与していくため、積極的に措置の実施を行うものとします。

(1) 温室効果ガス排出量削減に向けた取組

◆基本方針 1 省エネルギーの推進

● 建築物における省エネルギー対策の徹底

① 既築建築物の設備更新

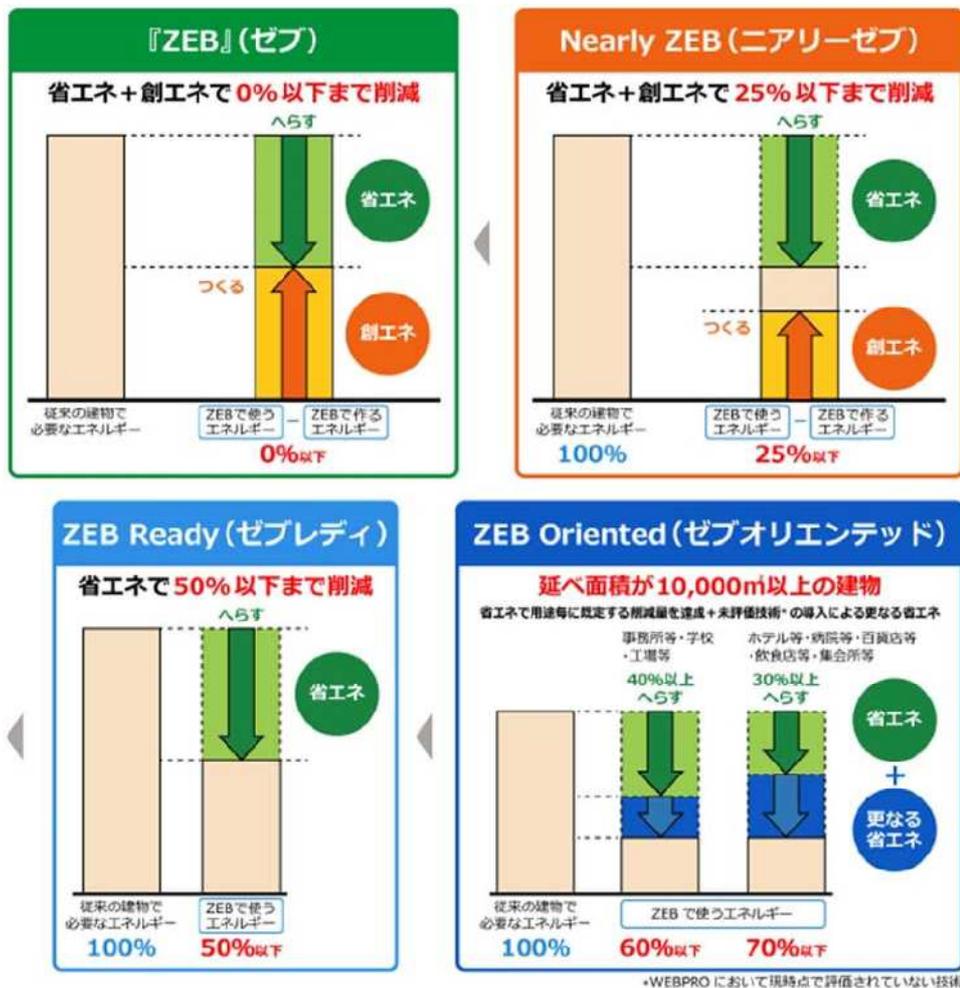
既存建築物の改修や設備更新の際には、LED 照明や高効率空調設備、熱源設備への更新、照明の自動調光システムや断熱フィルムの施工等を積極的に検討します。

LED 照明の導入割合については 2030(令和 12)年度までに 100%にします。

② 新築建築物等の低炭素化

今後予定している公共施設の新設や大規模改築にあつては、高断熱化・高气密化を図るとともに、高効率設備機器の導入を徹底します。また、太陽光発電設備の最大限設置を目指し、ゼロ・エネルギー・ビル(ZEB)化の検討を推進します。

新築事業の省エネ性能としては、ZEB Oriented 相当以上を原則とし、2030(令和 12)年度までに新築建築物の平均で ZEB Ready 相当となることを目指します。



(出典)環境省ウェブサイト「ZEB PORTAL(ゼブ・ポータル)」

図 ZEB の種類(『ZEB』・Nearly ZEB・ZEB Ready・ZEB Oriented)

- 公共施設の最適化の推進

施設の機能の集約化や複合化、機能統合、民間設備の活用等により、施設の延床面積の縮減を図り、施設の最適化によるエネルギー消費量の低減に取り組みます。

- 環境に配慮した公用車の利用と購入

公用車の導入の際は、エコカー(電気自動車(EV)、燃料電池自動車(FCV)、プラグインハイブリッド車(PHV)、ハイブリッド車(HV))を率先して導入します。

2030(令和12)年度までにストックで電動車(EV、FCV、PHV、HV)の割合を100%とすることを目指します。また、充電設備の導入を検討します。

◆基本方針2 再生可能エネルギーの導入

- 太陽光発電の最大限の導入

公共施設の建築物(敷地含む)や、市が保有する未利用地に対して、太陽光発電設備の最大限導入を推進します。PPAモデルやリースなどの活用も検討します。

設置可能な建築物(敷地含む)の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指します。

- 再生可能エネルギー電力の調達の推進

電力の調達にあっては、環境配慮契約の導入を推進し、二酸化炭素(CO₂)排出係数の低い、再生可能エネルギー電力の調達を促進します。

2030(令和12)年度までに調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とします。

- 木質バイオマスボイラーの最大限導入

木質バイオマスボイラーの導入によって、灯油の使用量が減少していますが、未導入の施設に対して、木質バイオマスボイラーの最大限導入を推進します。

◆基本方針3 その他の温室効果ガスの排出の削減等への配慮

- ごみの排出抑制・再使用・再資源化の推進

公共施設から排出される廃棄物及び廃棄物中の可燃ごみについては、3R(発生抑制(Reduce)、再使用(Reuse)、再生利用(Recycle))+Renewable(バイオマス化・再生材利用等)に取り組み、サーキュラーエコノミー(循環経済)を推進します。

- 環境負荷の少ない製品の購入と使用

市で購入・使用する事務用品・用紙等については、原則としてグリーン購入法対象品目とし、環境負荷の少ない製品の購入と使用に努めます。

- 用紙、水道使用量の削減

温室効果ガス排出量の削減に間接的に影響があるため、用紙や水道使用量の削減を進めます。

用紙類は、会議等資料の電子媒体での提供、業務における資料の簡素化、両面印刷等により、ペーパーレス化を推進し、使用量を削減します。

- 日常業務における省エネ行動の実践

照明や空調の使用などの職員の日常業務における省エネ行動を推進していくことで、温室効果ガス排出量の削減と環境負荷の低減に努めます。

第4部

計画の推進

第8章 推進体制・進捗管理

1. 推進体制

温室効果ガス排出削減目標を達成するためには、市民・事業者・行政の各主体がそれぞれの役割分担を認識して、気候変動対策を推進することが求められます。また、各主体がそれぞれの立場で、また互いに連携、協働して取り組むことが重要です。

(1) 市民、事業者と市の連携、協働

環境全般にかかる政策については、市民、事業者と市との間で検討を行いながら、連携、協働のもとにこの計画を推進していきます。

(2) 国、県、周辺自治体との連携、協力

本計画で掲げた地球温暖化対策は、国や富山県との連携により取り組むものも多く、各対策を並行して効果的かつ効率的に進めていくために、関係機関、団体との情報共有を図ります。また、広域的な連携が有効な取組については、関係市町村との情報共有と連携を図ります。

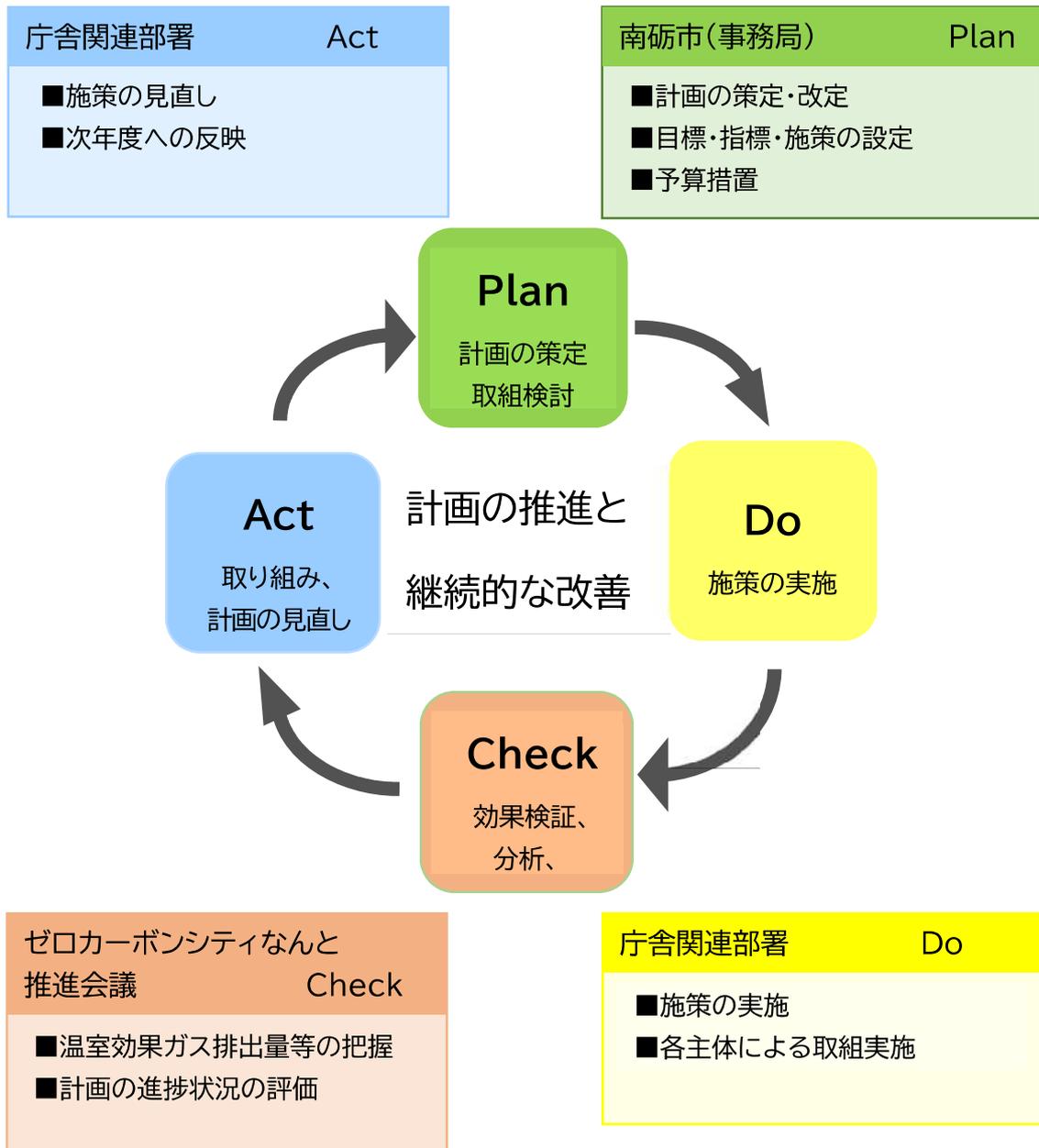
(3) 庁舎各課における横断的な連携

地球温暖化対策は、環境分野だけでなく産業や私生活といった極めて広い範囲にわたることから、行政においても多方面な分野にわたります。実効性を伴う計画推進のために、庁舎各課において横断的な連携を図りながら、計画を推進していきます。

2. 進行管理

本計画を推進するためには、取組の進捗状況や目標の達成状況を把握し、必要に応じて取組の内容や実施方法の見直しを行う必要があります。

そのため、「計画」、「実施」、「点検・評価」、「見直し」のサイクルを確立し、計画の進行管理を行っていきます。



本計画は 2023(令和 5)年度を初年度とし、毎年度、温室効果ガス排出量等の把握、計画の進捗状況の評価を行い、計画を見直していきます。